

【やまと芸術文化ホール】ご利用の皆様

高所作業につきまして

平素より【やまと芸術文化ホール】をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
この度、※法令の一部改正に伴い、当館において**高所作業**を行う際はヘルメット及び
墜落制止用器具の着用を遵守してください。

当館ご利用の催事主催者におかれましては、安全な作業環境が確保されるよう、現場
担当スタッフならびに作業に従事する各専門業者様への周知徹底をお願い致します。

やまと芸術文化ホール 高所作業該当箇所

メインホール

●フロントサイドスポット室 ●第2シーリング ●トーマンタワー

なお、第1シーリング、すのこは高所作業に該当しません。

高所作業が必要になる催事においては、原則として舞台を取り仕切る“現場責任者”
様に**高所作業における事前チェック項目<別紙>**へのご本人によるご署名または捺印を頂
く形になります。

安全なホール運営にご理解とご協力頂けますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

※法令の改正

厚生労働省が2018年6月に、関係する政令、省令等を一部改正したことにより、2019
年2月1日以降、労働安全衛生法第36条41に規定される、「高さ2m以上の箇所であ
って作業床を設ける事が困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型
のものを用いて行う作業に係る業務」に関して、原則としてフルハーネス型墜落制止用
器具を労働者に使用させることと、当該労働者に対し特別教育を行うことが、事業者に
義務付けられました。これに伴い、これまで高所作業で行われていた「ヘルメット着用
のみでの作業」や「胴型安全帯着用のみでの作業の一部」が違法となります。

受理日	押印

【やまと芸術文化ホールでの高所作業における事前チェック項目】

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【利用者情報】

利用団体名 : _____
利用日時 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
現場責任者 : _____
連絡先 : _____

【事前チェック項目】 にチェック を入れて下さい。

- 2m を越える脚立・墜落制止用器具・ヘルメットはいかなる場合でも
当館からの貸出は出来ません
- 高さ 2m 以上及び指定箇所において作業を行う各作業員は、フルハーネス型墜落制止用器具・ヘルメットを着用すること
(ただし、高さが 6.75M 以下でフルハーネス型の着用者が落下時に地面に到達する恐れがある場合は胴ベルト型の着用を認める)
- フルハーネス型墜落制止用器具を着用する者は予め特別教育フルハーネス型墜落制止用器具を受講していること
- 足場組立を行う者は予め特別教育足場の組立て等を受講していること
- 適合する器具・資格がない場合、その(高所・足場等の)作業を行うことはできません
また、それに伴って生じる催事への支障に関して、当館は一切責任を負いかねます
- 詳細な高所作業内容、方法については、事前に当館の舞台管理者と打ち合わせを行い、当館のルールとの適合について確認を行うこと

私は、高所作業の現場責任者として、以上の内容を遵守し、
当該現場において労働災害が起きないように、作業現場を責任もって監督いたします。

社名 : _____ 現場責任者 : _____ (印)